千葉県がん対策推進計画と 中間評価について

令和2年度第1回千葉県がん対策審議会 令和2年11月17日

千葉県のがん対策のあゆみ

年次			
平成13年8月	地域がん診療拠点病院制度の開始(国)		
平成18年6月	がん対策基本法の成立		
平成19年6月	がん対策推進基本計画(国、第1期)策定		
平成20年3月	千葉県がん対策推進計画(第1期)策定		
平成23年7月	千葉県がん診療連携協力病院指定要綱制定		
平成24年6月	がん対策推進基本計画(国、第2期)策定		
平成25年3月	千葉県がん対策推進条例制定		
	千葉県がん対策推進計画(第2期)策定		
平成25年12月	がん登録等の推進に関する法律の成立		
平成30年3月	がん対策推進基本計画(国、第3期)策定		
	千葉県がん対策推進計画(第3期)策定		

第3期 千葉県がん対策推進計画の概要

基本理念: ちからを合わせてがんにうち克つちば

全体目標

- 1 がんによる死亡率を減らしていきます (75歳未満のがんによる年齢調整死亡率の12%減少)
- 2 がん患者とその家族が、がんと向き合いながら、生活の質 を維持向上させ、安心して暮らせる社会を目指します

施策の体系

予防 • 早期発見

予防

- たばこ対策の充実
- 生活習慣等の改善
- がんの予防の知識の普及啓発

早期発見

- がん検診の受診率の向上
- がん検診の精度管理等

がんとの共生

緩和ケアの推進

- がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ・地域緩和ケアの推進

相談・情報提供・患者の生活支援

- 相談支援の充実
- 情報提供の充実
- ・ 就労支援の充実

がん教育

がん教育の推進

*子ども・AYA世代に応じたがん対策

- 子ども・AYA世代に応じたがん対策の推進
- 情報提供の充実

医療

がん医療の充実

- ・がん診療連携拠点病院等及び千葉県がん診療連携協力病院を中心とした がん医療提供体制の推進
- 地域医療連携体制の構築
- がん医療を担う人材育成
- ・がんゲノム医療の提供体制づくりの検討
- ライフステージに応じたがん診療
- ・希少がん、難治性がんの診療の質の向上、情報の提供
- ・口腔ケアに関する医科歯科連携

研 究

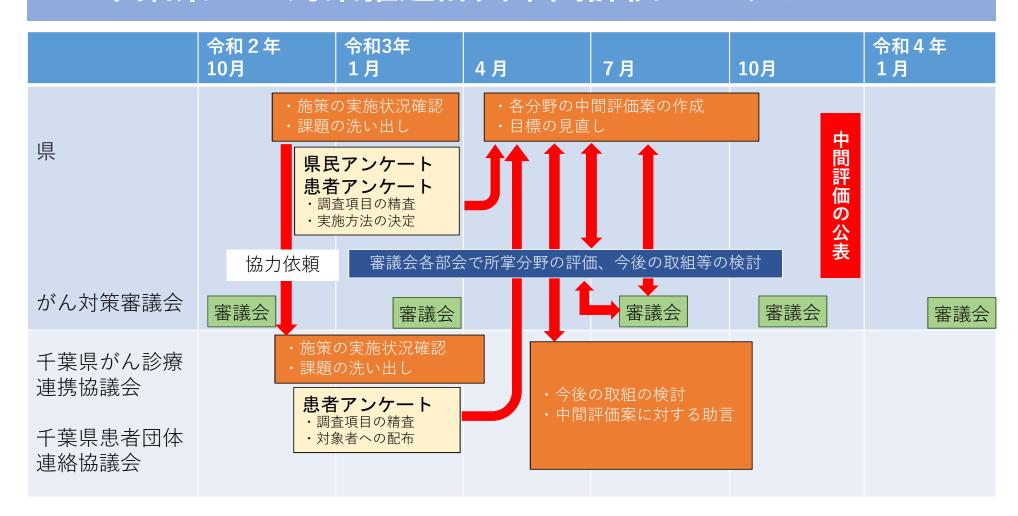
がん研究

- ・基礎研究・橋渡し研究の推進
- ・臨床研究 (臨床試験・治験等) の 促進
- ・将来のがん予防のための疫学研究 の推進

がん登録

- 全国がん登録の運用、情報の活用
- 院内がん登録の精度向上、分析と 公表

千葉県がん対策推進計画中間評価のスケジュール



千葉県がん対策推進計画の評価指標等

全体目標

全体目標1

全体目標2

がんによる 7 5 歳未満年齢調整死亡率の 1 2 %減少

がん患者とその家族が、がんと向き合いながら、 生活の質を維持向上させ、安心して暮らせる社会 を目指します

個別目標

分 野	主な項目	備考
予防・早期発見	・喫煙する者の割合の減少・成人1日当たりの食塩平均摂取量の減少、野菜平均摂取量の増加・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少・がん検診受診率、精密検査受診率の向上	ほか全10項目
医療	・がん診療連携拠点病院等における、がん医療の質向上のための PDCAサイクル実施件数・拠点病院、協力病院における地域連携クリティカルパスの利用件数	ほか全3項目
がんとの共生	・がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修を修了した 医師数、医療従事者数・緩和ケアチームへの年間依頼件数・がん相談支援センター、ちばがんなびの認知度・がん教育に係る外部講師派遣回数	ほか全11項目
研究等	・国の標準登録様式による院内がん登録の実施医療機関数	ほか全2項目

千葉県がん対策推進計画における 受動喫煙防止対策に係る個別目標について(案)

項目		現状値(策定時)	目標	
【予防·早期発見】 受動喫煙 防止対策	変更前	県の施設の禁煙実施率	99.4% (H29年度)	※ 受動喫煙に関する 目標値等は、国の動 向を踏まえ別途検討
		市町村の施設の禁煙実施率	91.4% (H29年度)	
		医療施設の禁煙実施率	82.5% (H26年度)	
		職場、家庭、飲食店で受動喫煙の機 会を有する人の割合	職場:33.1% 家庭: 8.1% 飲食店:58.7% (H27年度)	
	変更後	受動喫煙の機会を有する人の割合	行政機関:7.7% <u>医療機関:8.6%</u> <u>(H27年度)</u>	<u>0 %</u> <u>(R4年度)</u>
			職場:33.1% 家庭: 8.1% 飲食店:58.7% (H27年度)	望まない受動喫煙 のない社会の実現 <u>(R4年度) ***</u>

※※改正健康増進法の施行後の状況を把握した上で、目標値等は別途検討する。